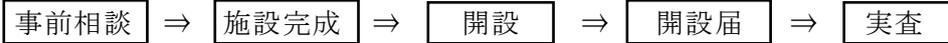


施術所開設の手引き

1 新規開設手続きの流れ



※事前相談には、平面図、提出書類等で準備可能なものをお持ちください。

※開設届は開設から10日以内にご提出ください。

2 施術所開設届 提出書類等

※開設届(①)と添付書類(②～④〔法人開設の場合は②～⑥〕)は、正副用に2部ご提出ください。なお、⑥の登記簿謄本は、原本1部と写し1部でかまいません。

提出書類等	記載・添付上の注意
①施術所開設届	「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」では様式が異なりますので、それぞれに開設届が必要です。
②業務に従事する施術者の免許証の写し	原本確認のため、 <u>原本</u> もお持ちください。
③平面図	各部屋の用途、施術室・待合室の寸法及び面積、外気開放面積と位置、換気装置の位置、器具・手指等の消毒設備の位置等を示したもの。
④案内図	最寄の公共交通機関等からの案内図

以下は、法人開設の場合に必要です。

⑤定款(寄付行為)	法人による原本確認をしたもの
⑥法人の登記簿謄本	発行後6ヶ月以内のもの

※開設者及び業務に従事する施術者について、本人確認書類(運転免許証等)を確認させていただいております。ご協力をお願いします。(平成26年1月7日付医政医発0107第1号厚生労働省医政局医事課長通知に基づく)

3 施術所の構造設備基準

①6. 6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。

②3. 3平方メートル以上の待合室を有すること。

③施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。

④施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

※ 事前に平面図を準備の上、ご相談ください。

※ 「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」を併設する場合、原則として専用の施術室は各々に必要ですが、両方の免許を有する施術者が1人で開設する場合、専用の施術室は兼ねてもかまいません。



問い合わせ先
〒206-0025 東京都多摩市永山2-1-5
東京都南多摩保健所 管理課 保健医療担当
電話 042-371-7661
令和6年4月作成

裏面もご覧ください

4 衛生上必要な措置

- ①常に清潔に保つこと。
- ②採光、照明及び換気を充分にすること。

5 広告に関する規制

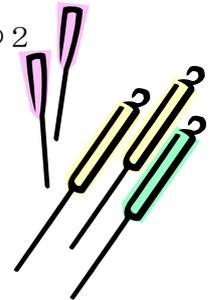
原則として法律に定められた事項以外は、広告できません。

広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはいけません。（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第2項・柔道整復師法第24条第2項）

あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業又はこれらの施術所に関して広告できる事項

あん摩マッサージ指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚生省告示第69号）
 - 1 もみりょうじ
 - 2 やいと、えつ
 - 3 小児鍼（はり）
 - 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届け出をした旨
 - 5 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - 6 予約に基づく施術の実施
 - 7 休日又は夜間における施術の実施
 - 8 出張による施術の実施
 - 9 駐車設備に関する事項

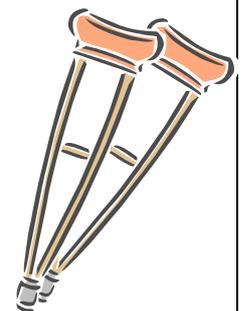


あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項

柔道整復の業務又は施術所に関して広告できる事項

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚生省告示第70号）
 - 1 ほねつぎ（又は接骨）
 - 2 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
 - 3 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - 4 予約に基づく施術の実施
 - 5 休日又は夜間における施術の実施
 - 6 出張による施術の実施
 - 7 駐車設備に関する事項



柔道整復師法第24条第1項